平成１８年（２００６年）度

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

私　　法

（注意）
１．問題冊子（表紙を含む）は３枚です。
２．問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
３．問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
４．解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
５．問題１と問題２の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成１８年度（2006 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	私　　法

※　問題１と問題２の解答は、別々の解答用紙に記入すること。

問題１　設例を読んで、次の問いに答えなさい。

【設例】

ゴルフ場を経営するＹは、預託金会員制ゴルフクラブ（以下、「本件ゴルフ場」という。）をオープンするにあたり、平成２年４月ごろから会員を募集していた。Ｙが作成したパンフレットには、本件ゴルフ場に隣接して高級リゾートホテル（以下、「本件ホテル」という。）が建設されることが強調されており、会員は本件ゴルフ場でのプレイおよび隣接のクラブハウスを優待料金で利用できることはもちろん、本件ホテルの施設も優待料金で利用することができることが記載されていた。そして、「ホテル概要」として、客室、レストラン（和食・洋食各１）、バー、コーヒーショップ、サウナ、ジャグジー、シャワールーム、アスレチックジム、室内プール、マッサージルームを備えた地上４階地下１階のホテルが建設される旨の記載があり、ホテルの平面図、外観および各施設の完成予想図が掲載されていた。さらに、「南欧の高級リゾートを思わせる瀟洒（しょうしゃ）な外観とゆったりした客室。本物のクラブライフを知るゴルファーのための最高のホスピタリティーがここにある。」との見出しの下に、５０室のすべてが２５坪以上のロイヤルツインルームであることが記載されており、快適なクラブライフが満喫できることが強調されていた。

また、本件ゴルフ場のオープンは、平成７年４月１日予定であることも記載されていた。

このパンフレットをみた会社員Ｘは、本件ゴルフ場の会員になろうと考え、平成２年７月３０日、Ｙとの間でゴルフ会員権契約を締結し、入会金２００万円および預託金３０００万円（据置期間１０年）をＹに支払った。

ところが、預託金が通常のゴルフ会員権のそれよりも高額であったことや、バブル経済の崩壊による不景気等により、当初の計画ほど多くの会員が集まらず、そのためゴルフ場関連施設の建設費用の捻出が困難になった。その結果、本件ゴルフ場およびクラブハウスは当初の計画どおり建設でき、本件ゴルフ場は上記予定日にオープンしたが、隣接する本件ホテルについては建設することができなくなり、Ｙは本件ホテルの建設計画を断念した。

Ｘは、本件ゴルフ場および付属施設を利用することにより快適なゴルフおよびクラブライフを満喫できると考えていたにもかかわらず、それが実現しないことが確定的になり、憤慨している。

【問い】

ＸはＹに対してどのような法的主張をすることができるか。

問題２　以下の設問について、現行商法にもとづいて論じなさい。

（１）甲株式会社（株主総数４５０名、発行済み株式総数１００万株）は、平成１７年９月３０日に臨時株主総会を開催して、取締役の改選の決議を行った。ところで、この総会招集は、取締役７名のうち２名のみが出席した取締役会の決議にもとづき代表取締役Ａの指示により、同年９月１７日に招集通知が発送され、しかも各１００株を保有する株主ＢおよびＣには、甲会社の不手際で招集通知が届いていなかった。なお、甲会社は委員会等設置会社ではない。

この場合、招集通知を受けたD_1～D_5の株主は、株主総会決議取消の訴えを提起することができるか。

（２）前問において、持株総数３５万株に当たる１５０名の株主に対してのみ招集通知がなされていたとした場合、Ｄらは株主総会決議不存在確認の訴えを提起することができるか。

（３）設問（１）の株主総会で選任された新取締役から成る取締役会で、代表取締役に選任されたＥが、会社を代表してＦから商品を買い入れた後に株主総会決議取消判決が確定した場合には、甲会社とＦとの取引の効力はどうなるか。